

職場意識改善計画取組内容

取組事項	具体的取組内容	
	1年度目	2年度目
労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	事業場内における話し合いの機会を整備するため、労働時間等設定改善委員会を設置する。弊社には労働組合が組織されており、定期的な協議は実施しているものの、本事業の実施を契機として、労働時間等設定改善委員会を正式に設置することとしたい。この委員会の委員については、労働組合の推薦する者で構成される必要があるため、そのための労働組合と協議を行うとともに委員の任期や委員会の運営等について、必要な事項を盛り込んだ運営規定を策定する。	設置した労働時間等設定改善委員会の定期的な開催を実施する。労働時間等設定改善委員会においては、年間の労働時間の設定、年次有給休暇の計画、労働時間制度の見直しなどさまざまな議題を扱うこととし年4回を目標として定期的な委員会の開催を実施するとともに、労働組合の、代表者と定期的な意見交換を実施することにより、事業場内の労働時間等の設定の改善に努めたい。
労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	事業場内における職場意識を改善するため、労働者各人から労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任するなどにより、職場内の労働時間等の設定の改善の取組みを進めるための意見要望などの受付体制を整備する。また、労働者に対しても受付体制や担当者について周知を図る。	労働者からの苦情、意見、要望を受け付ける担当者の労働者への周知徹底を図るとともに、受付窓口を設置するなど受付やすい体制の整備を図る。また、職場意識改善に向けた取組みを推進する体制を確立するため、労働時間等の設定の改善を図るための責任者を配置し、労働者に周知を図る。
労働者に対する職場意識改善計画の周知	職場内の労働者に対して、職場意識改善の周知を図るため、事務所等見やすい場所への掲示、労働者全員に対し回覧・メール等による周知を行い、周知徹底を図る。	1年度目に引き続き、労働者への周知として、職場意識改善計画のポイントをまとめたリーフレットを作成し、労働者全員に配布すること等により一層の周知徹底を図るとともに、自社のホームページに職場意識改善計画を掲載し公表することにより、当該取組みについて内外へ広く周知を図る。
職場意識改善のための研修の実施	労働時間等の設定の改善に向けた職場意識改善の必要性について主に管理職に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を最低1回開催し、管理職等に対する周知徹底を図る。	1年度目に引き続き、研修会を複数開催することとし、仕事と生活の調和に向けた職場意識改善を図るため、外部講師を招き研修会を最低1回開催することにより、管理職等に対する職場意識改善に向けた意識啓発の徹底を図る。
年次有給休暇の取得促進のための措置	労働者が年次有給休暇を確実に取得できるようにするため、個人別の年次有給休暇管理簿を作成し、取得予定や取得実績などの状況を把握するとともに、まとまった年次有給休暇の取得を可能とする体制を整備する。	引き続き年次有給休暇の取得を促進するため、個人別の年次有給休暇取得計画の実績把握を徹底し、取得がすすんでいないセクションや労働者に対して注意喚起を行うなど、取得促進の徹底を図る。
所定外労働削減のための措置	管理職等に対する研修の実施や職場意識改善計画の労働者への周知等により、労働時間に対する意識改善を行うとともに、所定外労働を削減する具体的な取組みとしてノー残業デーを導入し、週一回は残業をしない日を設定し、回覧や事務所内への掲示、メール等の通知により、労働者に周知・徹底することにより所定外労働の削減を図る。	1年度目の取組みを引き続き実施するとともに、要因配置を見直し、個人ごとの業務計画を作る等所定外労働を前提とした業務体制を改善し、業務の見直しを積極的に実施する。また、休日労働については出来る限り行わないようにし、時間外労働や休日労働が一定時間以上行われた場合には、家庭生活に及ぼす影響や健康を維持・回復させるための代休制度の導入を検討する。
労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。導入に際しては業務の実態を把握した上で、労働者の要望等も考慮し、労働時間等設定改善委員会等により労使間での十分な協議の上決定することとしたい。	労働者の要望等により、新たな労働時間制度の創設についても労働時間等設定改善委員会において、今後も検討を継続することとし、労働組合との協議等をおこなった上で対応していきたい。